

志賀町ショートステイ 利用料金表

令和8年6月1日 現在

● 介護度別サービス利用料金

利用者の要介護度と利用料金		要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
① サービス基本料金		479 円	596 円	645 円	715 円	787 円	856 円	926 円
② 看護体制加算 I・II		—		12 円				
③ サービス提供体制加算 I		22 円		22 円				
A：自己負担額 (1日)	1割負担	501 円	618 円	679 円	749 円	821 円	890 円	960 円
	2割負担	1,002 円	1,236 円	1,358 円	1,498 円	1,642 円	1,780 円	1,920 円
	3割負担	1,503 円	1,854 円	2,037 円	2,247 円	2,463 円	2,670 円	2,880 円

■ 「多床室」をご利用の際の食費、滞在費

B：居住費	第1段階	0 円						
	第2段階	430 円						
	第3段階①	430 円						
	第3段階②	430 円						
	第4段階	1,050 円						
C：食 費	第1段階	300 円						
	第2段階	600 円						
	第3段階①	1,000 円						
	第3段階②	1,300 円						
	第4段階	1,530 円						
1日あたりの費用 A+B+C	第1段階	801 円	918 円	979 円	1,049 円	1,121 円	1,190 円	1,260 円
	第2段階	1,531 円	1,648 円	1,709 円	1,779 円	1,851 円	1,920 円	1,990 円
	第3段階①	1,931 円	2,048 円	2,109 円	2,179 円	2,251 円	2,320 円	2,390 円
	第3段階②	2,231 円	2,348 円	2,409 円	2,479 円	2,551 円	2,620 円	2,690 円
	第4段階(1割負担)	3,081 円	3,198 円	3,259 円	3,329 円	3,401 円	3,470 円	3,540 円
	第4段階(2割負担)	3,582 円	3,816 円	3,938 円	4,078 円	4,222 円	4,360 円	4,500 円
	第4段階(3割負担)	4,083 円	4,434 円	4,617 円	4,827 円	5,043 円	5,250 円	5,460 円

■ 「個室」をご利用の際の食費、滞在費

B：居住費	第1段階	380 円						
	第2段階	480 円						
	第3段階①	880 円						
	第3段階②	880 円						
	第4段階	1,450 円						
C：食 費	第1段階	300 円						
	第2段階	600 円						
	第3段階①	1,000 円						
	第3段階②	1,300 円						
	第4段階	1,530 円						
1日あたりの費用 A+B+C	第1段階	1,181 円	1,298 円	1,359 円	1,429 円	1,501 円	1,570 円	1,640 円
	第2段階	1,581 円	1,698 円	1,759 円	1,829 円	1,901 円	1,970 円	2,040 円
	第3段階①	2,381 円	2,498 円	2,559 円	2,629 円	2,701 円	2,770 円	2,840 円
	第3段階②	2,681 円	2,798 円	2,859 円	2,929 円	3,001 円	3,070 円	3,140 円
	第4段階(1割負担)	3,481 円	3,598 円	3,659 円	3,729 円	3,801 円	3,870 円	3,940 円
	第4段階(2割負担)	3,982 円	4,216 円	4,338 円	4,478 円	4,622 円	4,760 円	4,900 円
	第4段階(3割負担)	4,483 円	4,834 円	5,017 円	5,227 円	5,443 円	5,650 円	5,860 円

□ 利用者負担額の減額について

利用者負担段階	補足給付の主な対象者		預貯金額 (夫婦の場合)
第1段階	生活保護を受けている方		要件なし
	世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方		1000万円（2000万円）以下
第2段階	世帯全員が 市町村民税 が非課税	年金収入金額＋合計所得金額が80.9万円以下の方	650万円（1650万円）以下
第3段階①		年金収入金額＋合計所得金額が80.9万円超～120万円以下の方	550万円（1550万円）以下
第3段階②		年金収入金額＋合計所得金額が120万円超の方	500万円（1500万円）以下
第4段階	対象外	負担金額は、施設とご利用者様の契約により決められています。	

□ 加算料金（介護給付対象） ※負担割合が2割の方は以下の加算が2倍、3割の方は3倍になります。

加算・減算項目の種類	摘 要	
看護体制加算 I	4円/日	常勤の看護師を1名以上配置している場合に加算されます。
看護体制加算 II	8円/日	看護職員に24時間連絡できる体制を確保している場合に加算されます。
サービス提供体制加算 I	22円/日	指定短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上か、勤続10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の35以上のいずれかに適合する場合に加算されます。
介護職員等処遇改善加算 I (ロ)	所定単位数 の17.6%	この加算による介護報酬の上乗せ分は、介護職員等の職員の処遇改善に充てられます。介護現場で働く方の処遇改善を行い人材確保に努め、良質なサービス提供を続けるための加算です。

□ 上記金額以外で必要に応じて以下の介護サービス加算が算定される場合があります。（介護給付対象）

加算・減算項目の種類	摘 要	
送迎加算	片道につき 184円	居宅と指定短期入所生活介護事業所との間の送迎を行う場合に加算されます。
療養食加算	8円/回 (1日に3回限度)	医師の指示（食事箋）に基づく療養食を提供した場合に加算されます。
生産性向上推進体制加 II	10円/月	介護現場における生産性の向上に資する取り組みを推進し、介護ロボットやICT等のテクノロジーを活用することで、介護サービスの質の向上、及び職員の介護負担軽減を目的とした一定の評価を得られた場合に加算されます。
緊急短期入所受入加算	90円/日	居宅サービス計画において計画的に行うことになっていない緊急の利用をした場合に、利用を開始した日から7日を限度に加算されます。
短期生活長期利用者提供 減算	-30円/日	居宅に戻ることなく、自費利用を挟み同一事業所を連続30日を超えて利用している方に対して短期入所生活介護を提供する場合には、連続30日を超えた日から減算されます。
短期入所生活介護における 長期利用の適正化	自費利用を挟み同一事業所を連続60日を超えて利用している方に対し、連続61日目より介護福祉施設サービス費の単位数と同じ基本報酬に変更となります。	(例) 要介護3の場合 787単位/日→732単位/日

□ その他の費用（介護給付対象外）

サービスの種類	費 用	内 容
食事代	1,530円/日	朝食430円、 昼食550円、 夕食550円 ※下記の時間以降に、利用が中止または終了となった場合は料金をご負担していただきます。 (朝食…前日18:00、 昼食…当日9:30、 夕食…当日14:30)
喫茶代	120円/品	喫茶をご利用いただいた場合。
電気代	30円	個人使用の電気製品（テレビ・電気毛布等）を持込、使用した場合。 ※消費電力の小さいもの。
	60円	個人使用の電気製品（在宅酸素）を持込、使用した場合。
生活日用品費	実 費	ご利用者の日常生活で要する費用で、ご利用者にご負担いただくことが適当であるもの。